

労働者死傷病報告書

の提出は事業者の義務です！

労働災害が発生した場合は遅滞なく所轄の労働基準監督署に労働安全衛生法第97条に基づいて「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。労働者死傷病報告を提出する目的は、災害発生原因を確認すること、再発防止の為に対策を講じること、災害リスクの解消を図ることです。「大したケガではない」、「別に補償している」、「元請に言えない」、「労災保険を使いたくない」などの理由で報告がされない場合がありますが、労働者死傷病報告を監督署に提出しないことは「労災かくし」として、悪質な場合は送検されることがありますので、事業場で休業を伴う労働災害が発生したときは必ず労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出してください。

労働者死傷病報告とは

労働者死傷病報告とは、休業を伴う労働災害が発生したときに作成する書類です。派遣労働者の労働災害については、派遣元・派遣先のどちらにも提出義務があります。また、昨今の新型コロナウイルス感染症につきましても、事業場内での感染が明らかな場合等は提出の必要がありますのでご注意ください。

様式は2種類あり、【様式第23号】は休業が4日以上の場合に使用し、【様式第24号】は休業が4日未満の場合に使用します。様式第23号には経験期間、国籍記入欄、発生状況を示す箇所があります。また、様式第23号と様式第24号では提出期日が異なりますのでご注意ください。様式第23号は労働災害が発生した次の日から起算して30日以内に提出する必要があります。様式第24号は四半期ごとでの報告となりますので以下のとおりの期日を守って提出してください。

- 1月 ~ 3月までの休業4日未満の労働災害 → 4月末までに提出
- 4月 ~ 6月までの休業4日未満の労働災害 → 7月末までに提出
- 7月 ~ 9月までの休業4日未満の労働災害 → 10月末までに提出
- 10月 ~ 12月までの休業4日未満の労働災害 → 1月末までに提出

様式第24号は「 年 月から 年 月まで」と記載する欄がありますので提出期限と一致するように記載してください。

諸事情により提出期限を超過しての報告となる場合は「遅延理由書」を添付して様式により報告していただくこととなります。「遅延理由書」の様式等については所轄労働基準監督署にお問い合わせください。

労働者死傷病報告書 (様式第23号) のイメージ。①、②、③の箇所が赤枠で強調されている。

【様式第23号】（休業4日以上）

労働者死傷病報告書 (様式第24号) のイメージ。表形式の報告欄が示されている。

事業の種別	事業場の名称(建設工事は元請事業者名、工事を併記)	事業の所在地(建設工事の場合は所在地を併記)	電話番号	労働者数					
被災労働者の氏名	性別	年齢	職名	発生日	発生日	発生日	発生日	発生日	発生日
	男・女	才		月	日				
	男・女	才		月	日				
	男・女	才		月	日				
	男・女	才		月	日				
	男・女	才		月	日				
	男・女	才		月	日				

【様式第24号】（休業4日未満）

は、裏面「発生状況及び原因の記載について」、「記載時のミスが多い箇所」を参照してください。

